

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する要綱

神戸市教育委員会

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、学校保健安全法第23条第1項及び第2項の規定に基づき、本市が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校園」という。）に置く学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱その他必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、学校医等の委嘱等に関する事項は、学校保健安全法（以下「法」という。）その他関係法令に定めるところによる。

（配置基準）

- 第2条 配置する学校医等の区分並びに学校園は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要であると認めるときはこの限りでない。

学校医等の区分	配置する学校園
学校医（内科）	全学校園
学校医（眼科）	全学校園
学校医（耳鼻咽喉科）	全学校園（幼稚園を除く）
学校歯科医	全学校園
学校薬剤師	全学校園

- 2 学校医等の配置人数は、学校園1校につき、区分ごとに各1名とする。ただし、在籍する児童生徒数が1,100人以上の学校園は、学校医（内科）及び学校歯科医を、各2名配置する。
- 3 前項の規定は、配置人数を超えて学校医等を配置する特別な事情があると教育委員会が認めた場合は、予算の範囲内で追加配置ができるものとする。
- 4 第2項に規定する児童生徒数等は、委嘱の前年度5月1日時点の学校基本調査に基づくものとする。
- 5 第2項に規定する複数配置校の児童生徒数が委嘱期間中に1,100人未満になった場合でも、該当学校医等の委嘱期間中は配置人数を見直さないものとする。

（委嘱）

- 第3条 学校医等は、医師、歯科医師又は薬剤師の免許を有する者から、学校園長の内申に基づき、教育委員会が委嘱する。
- 2 前項に規定する内申は、神戸市医師会、神戸市歯科医師会、神戸市学校薬剤師会（以下「推薦団体」という。）の推薦に基づくものとする。
- 3 学校医等は、複数の学校園の学校医等を兼ねることができるものとする。

（委嘱期間）

- 第4条 学校医等の委嘱期間は、2年とする。ただし、前任者が委嘱期間中に辞職した場合における後

任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、配置学校園で統廃合が予定されている場合、新設校園の場合、学校医（内科）及び学校歯科医を複数配置する場合又はその他教育委員会が必要であると認めた場合は、委嘱期間を月単位で定めることができる。
- 3 第1項及び第2項の委嘱期間は、更新することができる。ただし、更新の際も推薦団体の推薦を必要とし、推薦団体は、被推薦者の意向を確認した上で推薦するものとする。
- 4 前項の委嘱期間は、満75歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて更新することはできない。ただし、推薦団体から当該年齢を超えて引き続き推薦があり、かつ委嘱期間の更新を要すると教育委員会が認めた場合は更新できるものとする。

（身分）

第5条 学校医等の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に定める特別職非常勤職員とする。

（必要書類の提出）

第6条 学校医等として委嘱を受けようとする者は、学校園長を通じて、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第4条第1項に定める期間を更新して委嘱する場合など、教育委員会が認めた場合は省略できるものとする。

- (1) 学校医等就任承諾書
- (2) 学校医等履歴書
- (3) その他、教育委員会が必要と認める書類

- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったとき、学校医等は、遅滞なく教育委員会に学校医等異動届を提出しなければならない。

（職務）

第7条 学校医等は、法第23条第4項及び第5項に基づき、学校園における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

（服務）

第8条 学校医等は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、その職責を果たさなければならない。

- 2 学校医等は、その職務を遂行するにあたり、法令、条例及び規則等に従わなければならない。
- 3 学校医等は、その職及び学校園の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 学校医等は、法令に特別の定めがある場合又は教育委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。解嘱後も同様とする。
- 5 学校医等は、毎年結核検診を受診し、その結果として胸部レントゲン写真又は結果通知等を推薦団体に提出しなければならない。

（執務記録）

第9条 学校医等が職務に従事したときは、その状況の概要を校医執務日誌に記入し、学校園長に提出

しなければならない。

（報酬及び報酬の支給日）

第10条 学校医等に対する報酬は、別途通知する基本給、内科加算（内科校医のみ）、生徒数加給及び教職員加給（内科校医のみ）で算出し、毎年度上半期分を9月、下半期分を3月に、教育委員会が学校医等の指定する口座に振り込み、支払うものとする。

2 報酬は、当該学校医等の委嘱期間に基づき支払うものとする。なお、年度途中に委嘱又は解嘱された場合、日割計算にて報酬を算出し、支払うものとする。

3 第3条第3項の規定により複数の学校園を兼ねる学校医等の報酬は、第1項及び第2項の規定による各学校園の報酬の合計額とする。

4 配置された学校園が、児童生徒数等の減少等による休校又は休園となった場合、委嘱期間中であっても、休校又は休園期間中の報酬は支払わないこととする。なお、自然災害や感染症流行等による臨時休校又は臨時休園期間は除くものとする。

5 就学時健康診断、う歯秋季特別検診、就園予定者健康診断及び耳鼻咽喉科医未配置園検診にかかる報酬は別途算出し、出務医師へ支払うものとする。

（報酬からの控除）

第11条 教育委員会は、学校医等に報酬を支払う際、その報酬額から所得税源泉徴収額を控除するものとする。

（不測の事態における職務遂行）

第12条 学校医等に職務遂行が不可能な不測の事態（事故・疾病等）が生じたとき、当該学校医等は教育委員会の承認を得て、第3条第1項に規定する学校医等へ臨時にその職務の一部を行わせることができる。

2 前項の規定に基づく職務に対する報酬等は、双方の学校医等間で調整の上、適当に対応するものとする。

（公務災害補償）

第13条 この要綱により委嘱された学校医等の公務上の災害に対する補償については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律並びに神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定を適用する。

（解嘱）

第14条 学校医等が、次の各号のいずれかに該当する場合は解嘱する。

- (1) 委嘱期間が満了したとき
- (2) 辞職を願い出て、承認されたとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 医院等を廃止したとき
- (5) 所属医院等を退職し、かつ他医院等への所属予定又は医院等の開院予定もないとき（ただし、学校薬剤師は除く。）

- (6) 医師、歯科医師又は薬剤師の免許を取り消されたとき
- (7) 学校園の統廃合等により、学校医等の配置が必要なくなったとき
- 2 前項第2号、第4号及び第5号の規定により解嘱する場合、学校医等は学校園長を通じて、解嘱を希望する日の概ね1月前までに教育委員会に学校医等辞職願を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により解嘱する場合、学校園長の内申に基づき、教育委員会が解嘱する。
- 4 教育委員会は、学校医等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して解嘱することができる。
 - (1) 著しく勤務成績が良くないとき
 - (2) この要綱の規定に違反するとき
 - (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき
 - (4) 刑事事件に関し処罰されたとき
 - (5) 学校医等としてふさわしくない行為があったとき
 - (6) その他教育委員会が必要と認めたとき

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は推薦団体と協議し、健康教育課長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度においては、現に学校医等に委嘱されている者及び新たに学校医等に委嘱される者の第4条の規定にかかる委嘱期間は平成19年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 大規模校学校医(内科)・学校歯科医 複数配置実施要綱(昭和52年4月1日施行)は、廃止する。